

2026年9月3日

株主各位

大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社関西みらい銀行

代表取締役社長 原藤 省吾

剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、2026年9月24日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当の支払いを受けることができる権利者と定めましたので、公告いたします。

以 上